

「経営者保証ガイドライン対応保証」 資格要件等状況報告書

金融機関本・支店名
担当者 ()

私は、取扱金融機関として、(申込人) の 年 期の確定決算に基づく財務状況や申込人と経営者個人の一体性の解消等の経営状況等、申込人からの報告に基づき、本制度の資格要件の充足状況について下記のとおり確認しましたので以下の書類を添付のうえ報告します。

1. 申込人資格要件

(1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。

以下①～④のいずれか一つの項目かつ⑤又は⑥の項目を満たしている。(右端・該当欄に○をしてください。)

	該当項目	該当
①	本社・工場・営業車等の営業用資産をすべて申込人が所有している。	
②	本社・工場・営業車等の営業用資産の全部または一部を申込人以外の者(経営者含む。)が所有しているが、申込人から適切な賃料が支払われている。	
③	法人税法を根拠とする同族会社でない。	
④	申込金融機関の内部基準等に基づき「法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。」と判断できる。	
⑤	取締役会の適切な牽制機能発揮のため、取締役または監査役が親族以外の第三者から選任され当該第三者が取締役会に出席し、開催されている。	
⑥	役員報酬の決定プロセスのルール化、社内監査体制の確立等に対し外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証がなされている。	

(2) 法人と経営者間の資金やりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。

以下①～③のいずれか一つの項目を満たしている。(右端・該当欄に○をしてください。)

	該当項目	該当
①	役員報酬・配当・経営者への貸付等が同業・同規模の他社の平均的な水準を上回っていないことについて外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証がなされている。	
②	事業上の必要が認められない申込人から経営者への貸付は行われていない、経営者が個人として消費した費用(飲食代等)について申込人の経理処理としていないことについて外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証がなされている。	
③	申込金融機関の内部基準等に基づき「申込人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。」と判断できる。	

(3) 適時適切に財務情報等が提供されている。

以下①～⑥のいずれか一つの項目を満たしている。(右端・該当欄に○をしてください。)

	該当項目	該当
①	財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から「中小企業の会計に関する指針」のすべての項目について適用状況の確認を受けている。	
②	財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から「中小企業の会計に関する基本要領」のすべての項目について適用状況の確認を受けている。	

